

東日本大震災復興対策本部

福島現地対策本部 本部長

財務大臣政務官

吉田 泉 様

要 望 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫

I 原子力安全対策に関すること

1 東京電力(株)福島第二原子力発電所の確実な安全対策について

東京電力(株)福島第一原子力発電所災害について、国及び東京電力(株)の責任において一刻も早い事故収束を、引き続き、強く要望します。

一方、本市に隣接して立地する福島第二原子力発電所は、福島第一原子力発電所災害の収束が不透明のなか、その再開については、当然、ありえないものと考えておりますが、多くの市民が不安の中での生活を余儀なくされており、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し別の場所に保管するなど、国及び東京電力(株)の責任において確実な安全対策を講じられるよう、強く要望します。

2 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（EPZ）の範囲拡大について

原子力防災対策を重点的に充実すべき区域、いわゆる EPZ については、原子力発電所より半径 8～10 キロメートルの範囲で定められているところであります。しかしながら、このたびの福島第一原子力発電所事故におきましては、その範囲を超えて大きな被害を生じているという状況となっております。今般、国におきましても、EPZ を定めた防災指針の見直しを行う決定をしたと聞き及んでおり、EPZ の範囲の拡大につきましても対応していくただきますよう強く要望します。

Ⅱ その他震災復興に関すること

1 井戸などを含む小規模な給水施設の財政支援等について

中山間地域の水道事業の給水区域外において地震による住家に係る被害のほか、水源枯渇、施設損壊等により、地域住民所有の給水施設（井戸や小規模給水設備など）の再建が急がれるところであります。

施設整備については、新たな湧水等の水源調査や給水管の敷設等に多額の経費を要すること、また、住居の点在する地区では、共同での施設整備が難しく、個人による井戸掘削等での対応となり、多額の住民負担が生じることとなります。

のことから、個人もしくは組合等が管理する井戸などを含め、水道事業の給水区域外における水源の枯渇、小規模な給水施設の損壊などの復旧及び新設に要する経費に対する財政的な支援のための補助制度の整備、さらに国による水源枯渇の詳細な科学的原因調査や、新たな水源調査の実施を強く要望します。

2 復興特区制度について

税制上の優遇措置や各種の規制緩和など被災企業の復興に向けた支援や、再生可能エネルギーなど新たな成長産業の集積が促進されるような特例措置を総合的に講じることができる復興特区制度については、「東日本大震災復興基本法」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」において、制度の創設が盛り込まれているところですが、被災地の状況に柔軟に対応できるような制度とともに、被災地が一刻も早く復興への道筋をつけることができるよう早期の法制化を図られるよう要望します。

3 再生可能エネルギー関連産業の集積等について

本市においては、市の特徴である国内有数の日照時間、60kmにわたる長い海岸線や豊富な森林資源を最大限に活用し、太陽光発電、洋上風力発電、木質バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入の推進を図ってまいりたいと考えております。

特に、洋上風力発電や「波力、潮流」等の海洋エネルギーによる発電などの推進については、本市の様々な産業基盤を活用できるものと考えており、当該研究・実証実験施設をはじめ、風力発電設備に係る国際認証機関の誘致などによる関連産業の集積について、ご支援をお願いします。

4 国等の関係機関の設置について

平成 24 年 4 月の設置を目指し、現在、準備が進められている「原子力安全庁（仮称）」をはじめ、放射線医療に係る研究・医療機関、国や東京電力㈱による相談・受付窓口や損害賠償に係る和解・仲介の手続を実施する「原子力損害賠償紛争解決センター」等を原子力発電所立地地域に近く、これら施設の機能が最も効果的に発揮される本市への設置についてお願ひします。

5 避難住民に対する行政サービスの提供に係る国の財政支援措置について

原子力発電所事故に係る避難住民に対する行政サービスの提供にあたつては、いわゆる原発避難者特例法の規定により、国が必要な財政上の措置を講ずるものとされていることから、財政措置の手法について速やかに情報提供いただくとともに、費用負担の不公平が生じないよう、適切な財政支援をお願いします。

また、ゴミ処理や消防等、域内処理とされた事務については、普通交付税の算定において、人口増等を考慮した補正係数の創設等により措置していただきたい。なお、平成 23 年度については、相当の費用を特別交付税において措置していただきたい。

6 小名浜港周辺地区の一体的な復興について

震災により、小名浜港をはじめ、アクアマリンパークや小名浜港背後地さらには漁港区に被害が生じておりますが、これら小名浜港周辺地区の復興は、本市のみならず、福島県、ひいては日本全体の震災復興のシンボルとなるものであります。

のことから、これまで国・県・市及び地元企業や民間団体等との連携のもと、当該地区それぞれに整備を行ってきたところですが、今後は、当該地区を一体的に捉え、いわきをはじめ、日本全体が魅力と活力にあふれるよう、国におきましても関係機関等とより一層連携しながら、積極的な施策展開を図られるようお願いします。

7 土砂災害等への対応について

- ① 被災した住宅団地の市道等の災害復旧にあたっては、市道等の二次的な被害を防止するため、宅地部も含めた面的一括災害復旧について採択をお願いします。
- ② 土砂災害復旧事業（災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業）や宅地災害復旧事業（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、小規模住宅地区等改良事業、住宅地区改良事業等）について、補助率の嵩上げや、道路に市道を追加するなど、採択要件を緩和していくだきたい。
- ③ 宅地被害を受けた被災者の多くは住宅も被害を受けているが、被災者生活再建支援制度など住宅に対する支援はあるものの、液状化を含め宅地に対する給付型の支援制度は存在しない。このため、被災宅地を被災者自ら復旧する場合、被災者の負担軽減策を図るため、既存制度の拡充や復旧工事に要する費用の助成制度の創設をお願いします。

8 災害がれき等への対応について

① 放射性物質に汚染された災害がれき等の処理基準については、国民の理解を得るための十分な説明を国の責任によりなされる必要があり、特に、放射性物質の安全基準の根拠などをより具体的に示していただき、放射線被曝に対する国民の不安を払拭していただきたい。

また、放射性物質に汚染された災害がれき等の中間処理や最終処分については、国自らが責任をもって対応願いたい。

② 一時保管を要する焼却灰等については、国の責任において、最終処分していただくとともに、一時保管に必要な費用については、所要の財政支援をお願いします。